

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

経 理 規 程

平成29年4月1日

規 程 第 5 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
 - 第2章 勘定科目及び帳簿（第11条－第15条）
 - 第3章 予算（第16条－第22条）
 - 第4章 出納（第23条－第33条）
 - 第5章 資産・負債の管理（第34条－第38条）
 - 第6章 財務及び有価証券の管理（第39条－第45条）
 - 第7章 棚卸資産の管理（第46条－第48条）
 - 第8章 固定資産の管理（第49条－第57条）
 - 第9章 引当金（第58条－第60条）
 - 第10章 決算（第61条－第71条）
 - 第11章 内部監査及び任意監査（第72条－第73条）
 - 第12章 契約（第74条－第80条）
 - 第13章 社会福祉充実計画（第81条－第82条）
 - 第14章 補則（第83条－第84条）
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 棚卸資産の管理に関する事項
- (7) 固定資産の管理に関する事項
- (8) 引当金に関する事項
- (9) 決算に関する事項
- (10) 内部監査及び任意監査に関する事項
- (11) 契約に関する事項
- (12) 社会福祉充実計画に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

2 重要性の原則は、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮して適用する。

3 次の場合、拠点区分ごとに重要性の原則を適用する。

- (1) 重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合
- (2) 重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度における資産合計金額の1000分の3以下の場合

(会計年度、計算関係書類及び財産目録)

第4条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に下記計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 資金収支計算書
- (2) 資金収支内訳表

- (3) 事業区分資金収支内訳表
- (4) 拠点区分資金収支計算書
- (5) 事業活動計算書
- (6) 事業活動内訳表
- (7) 事業区分事業活動内訳表
- (8) 拠点区分事業活動計算書
- (9) 貸借対照表
- (10) 貸借対照表内訳表
- (11) 事業区分貸借対照表内訳表
- (12) 拠点区分貸借対照表

3 附属明細書として適宜必要ある場合作成する書類は下記とする。

- (1) 借入金明細書 (別紙 3①)
- (2) 寄附金収益明細書 (別紙 3②)
- (3) 補助金事業収益明細書 (別紙 3③)
- (4) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 (別紙 3④)
- (5) 事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金) 残高明細書 (別紙 3⑤)
- (6) 基本金明細書 (別紙 3⑥)
- (7) 国庫補助金等特別積立金明細書 (別紙 3⑦)
- (8) 基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産) の明細書 (別紙 3⑧)
- (9) 引当金明細書 (別紙 3⑨)
- (10) 拠点区分 資金収支明細書 (別紙 3⑩)
- (11) 拠点区分 事業活動明細書 (別紙 3⑪)
- (12) 積立金・積立資産明細書 (別紙 3⑫)
- (13) サービス区分間繰入金明細書 (別紙 3⑬)
- (14) サービス区分間貸付金 (借入金) 残高明細書 (別紙 3⑭)
- (15) 就労支援事業別事業活動明細書 (別紙 3⑮)
- (16) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用) (別紙 3⑮-2)
- (17) 就労支援事業製造原価明細書 (別紙 3⑯)
- (18) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用) (別紙 3⑯-2)
- (19) 就労支援事業販管費明細書 (別紙 3⑰)
- (20) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用) (別紙 3⑰-2)
- (21) 就労支援事業明細書 (別紙 3⑱)
- (22) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用) (別紙 3⑱-2)
- (23) 授産事業費用明細書 (別紙 3⑲)

4 計算関係書類及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

(金額の単位)

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、1円単位をもって表示する。

(事業区分)

第6条 事業区分は社会福祉事業、公益事業及び収益事業とする。

(拠点区分及びサービス区分)

第7条 前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。

2 拠点区分は、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。

3 サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。

4 前条および前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、拠点区分およびサービス区分は別紙「会計の区分一覧」のとおりとする。

(共通収入支出の配分)

第8条 資金収支計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

2 事業活動計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

(会計責任者及び会計職員)

第9条 本会は、第2条に規定する経理事務(第12章に規定する「契約」に関する事項を除く。)を行うため、会計責任者を置く。

2 会計責任者は、会長が任命する。

3 経理事務を行うため、会計職員を置く。

4 会計責任者は、会計職員の経理事務に関し指導監督しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会長の提案に基づき、理事会において決定する。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第11条 本会の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(勘定科目)

第12条 勘定科目は、別表1のとおりとする。

(会計帳簿)

第13条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳日記帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 固定資産管理台帳

ウ 寄付金台帳

エ 小口資金貸付一人別台帳

(3) その他の帳簿

ア 会計伝票(伺書兼会計伝票)

イ 月次試算表

2 前項に定める会計帳簿は拠点区分又はサービス区分ごとに作成し、備え置くものとする。

3 各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない。

4 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

第14条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。

3 会計伝票には、サービス区分、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第15条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。なお、特定の事業において、法令、通知に特段の定めがある場合にはそれに従うものとする。

(1) 第4条第2項に規定する計算関係書類 10年

(2) 第4条第2項に規定する財産目録 5年

(3) 第13条第1項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10年

(3) 証憑書類 10年

- 2 前項の保存期間は、会計帳簿の閉鎖の時から起算するものとする。
- 3 第1項(3)及び(4)の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予 算

(予算基準)

第16条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

2 予算は、第7条第1項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

第17条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て確定する。

(勘定科目間の流用)

第18条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、拠点区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目流用に関し、特段の定めがある拠点区分についてはこの限りではない。

(予備費の計上)

第19条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第20条 予備費を使用する場合は、会計責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

(補正予算)

第21条 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、会長は補正予算を作成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を及び評議員会の承認を得なければならない。

(臨機の措置)

第22条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上

の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第23条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

- 2 現金とは、硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

第24条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。

- 2 会計責任者は、前項の書類と入金した金銭の額を照合して収納し領収書を発行する。
- 3 銀行等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第25条 収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄付金品の受入手続き)

第26条 寄附金品を受け入れる場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第27条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。

- 2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預貯金口座振込により支払いを行った場合で、とくに領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。
- 5 前二項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収書又は証明書を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本

会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。

6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の預貯金口座振込によらなければならない。

- (1) 1件5万円を超えない常用雑費の現金支払
- (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払

(支払期日)

第28条 金銭の支払は、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月20日に行う。

(小口現金)

第29条 第27条第6項第1号及び第2号の規定による現金支出に充てるため、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

- 2 小口現金の限度額は、定額資金前渡制度とし、拠点区分ごとに5万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。

(概算払)

第30条 性質上、概算をもって支払いの必要がある経費については、第27条第1項の規定にかかわらず概算払いを行うことができる。

- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(残高の確認)

第31条 会計職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

- 2 会計職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、当座預金について差額がある場合には当座預金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない。
- 3 前二項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(金銭過不足)

第32条 現金に過不足が生じたとき、会計職員は、すみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(月次報告)

第33条 会計責任者は、毎月末日における拠点区分又はサービス区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月末日までに会長に提出しなければならない。

- 2 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。ただし、その場合においても、各拠点区分ごとの資金収支及び事業活動の内訳を明らかにして作成しなければならない。

第5章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

第34条 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価額による。

- 2 資産の時価が、帳簿価額から50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。
- 3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。
- 4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。

(負債評価の一般原則)

第35条 負債の貸借対照表価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。

(債権債務の残高確認)

第36条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

- 2 会計責任者は前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の回収・債務の支払い)

第37条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第38条 本会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除いて、会長が本会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

第6章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

第39条 毎会計年度の業務執行に当たり、必要がある場合には、理事会の承認を得た上で、会長の承認により、資金の短期借入(長期の資金の借り入れ以外の借り入れをいう。)を行うことができる。

2 資金の長期借入(返済期限が1年を超える資金の借り入れをいう。)は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得た予算の範囲内において、会長の承認により行うことができる。

3 借入金の借入先は、公的金融機関、銀行又はこれに準ずるものでなければならない。

(資金の繰替使用)

第40条 事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において、経理上必要がある場合、会長の承認を得た上で、資金の一時繰替使用をすることができる。ただし繰替使用を認められていない資金については除く。

2 繰替えて使用した資金については、原則として、当該年度内に補てんしなければならない。

(資金の積立て)

第41条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確である名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。

2 資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積み立てを行わず、積立資産の積み立てのみを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を得なければならない。

3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、積立資産の承認を得た後、すみやかに資金移動を行わなければならない。また、決算において新たに積立資産を積み立てようとする場合には、決算理事会終了後2か月以内に資金移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

第42条 資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管する。

2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、別に定める資金運用規程に従って行わなければならない。

3 会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の実在を確かめ、その内容を会長に報告しなければならない。

(金融機関との取引)

第43条 本会が金融機関との取引を開始し、又は解約しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。

3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、次の業務を担当しない会計責任者を金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることができる。

(1) 現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳

(2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理

(3) 現金（小口現金を含む）の保管管理

(有価証券の取得価額及び評価)

第44条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。

2 有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。

3 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。

4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

第45条 会計責任者は、毎会計年度9月末日、3月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。

2 第41条及び第42条の規定は、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を

証券会社と読み替える。

第7章 棚卸資産の管理

(棚卸資産の範囲)

第46条 この規程において、棚卸資産とは、下記のことをいう。

- (1) 貯蔵品
- (2) 給食用材料

(棚卸資産の取得価額及び評価)

第47条 棚卸資産の取得価額は次による。

- (1) 製品又は仕掛品以外の棚卸資産については、購入代価に購入直接費(引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用)を加算した額。
- (2) 製品又は仕掛品の取得価額は、一般に公正妥当と認められた原価計算の基準に基づいた方法によって算定する。

2 棚卸資産は、最終仕入原価法に基づく原価法により評価する。

3 棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって評価するものとする。

(棚卸資産の管理)

第48条 棚卸資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。

2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。

3 棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売目的で所有する棚卸資産を除き、第1項の規定にかかわらず、受払帳を設けずに購入時に消費したものとして処理することができる。

第8章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

第49条 この規程において固定資産とは、取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産(土地、建設仮勘定及び権利を含む。)並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金(特定の目的のために積立てた積立資産の場合には、長期保有目的に限らない)及び投資有価証券等をいう。

2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

(1) 基本財産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 定期預金
- エ 投資有価証券

(2) その他の固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 構築物
- エ 機械及び装置
- オ 車輛運搬具
- カ 器具及び備品
- キ 建設仮勘定
- ク 有形リース資産
- ケ 権利
- コ ソフトウェア
- サ 無形リース資産
- シ 投資有価証券
- ス 長期貸付金
- セ 退職給付積立基金預け金
- ソ 退職給付引当資産
- タ 長期預り金積立資産
- チ 福祉基金積立預金
- ツ ボランティア基金積立預金
- テ 交通遺児育英基金積立預金
- ト 福祉センター積立預金
- ナ 備品等購入積立預金
- ニ 介護保険基金積立預金
- ヌ 差入保証金
- ネ 長期前払費用
- ノ その他の固定資産

3 1年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、1個もしくは1組の金額が10万円未満の資産は、第1項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

(固定資産の取得価額及び評価)

第50条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
- (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の帳簿価額は、原則として、当該固定資産の取得価額から、第57条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第51条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。
- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第52条 有形固定資産のうち、建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第53条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第54条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。

2 会計責任者は、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならない。

(取得・処分の制限等)

第55条 基本財産である固定資産の増加又は減少(第57条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く)については、事前に理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上による同意及び評議員会の承認を得なければならない。

2 基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に会長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響について理事会の承認を得なければならない。

3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第56条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に基づき、調査、確認しなければならない。

2 会計責任者は固定資産管理担当者を指名し、第1項に規定する調査、確認を行わせることができる。この場合には、その調査の報告を徴しなければならない。

3 会計責任者は、第1項の調査、確認の結果又は前項の報告に基づき、固定資産管理台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第57条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については定額法による減価償却を実施する。

2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。

3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。

- 5 減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した価額をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものとする。

第9章 引当金

(退職給付引当金)

第58条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。

(賞与引当金)

第59条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(徴収不能引当金)

第60条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において、以後徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。

3 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第10章 決算

(決算整理事項)

第61条 年度決算においては、次の事項について計算を行うものとする。

(1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認

(2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認

(3) 上記(1)及び(2)に基づく未収金、前払金、未払金、前受金及び棚卸資産の計上

(4) 減価償却費の計上

(5) 引当金の計上及び戻入れ

(6) 基本金の組入れ及び取崩し

(7) 基金の組入れ及び取崩し

(8) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し

- (9) その他の積立金の積立て及び取崩し
- (10) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引科目の集計
- (11) 注記情報の記載

(税効果会計)

第62条 法人税，法人住民税及び事業税については，税効果会計を適用する。ただし，税額の重要性が乏しいと認められる場合には，これを適用しない。

(内部取引)

第63条 計算関係書類の作成に関して，事業区分間，拠点区分間，サービス区分間における内部取引は，相殺消去するものとする。

(注記事項)

第64条 計算書類には，次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法，固定資産の減価償却方法，引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは，その旨，変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 本会で採用する退職給付制度
- (5) 本会が作成する計算書類と拠点区分，サービス区分
- (6) 基本財産の増減の内容及び金額
- (7) 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には，その旨，その理由及び金額
- (8) 担保に供している資産
- (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には，当該資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高
- (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には，当該債権の金額，徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益
- (12) 関連当事者との取引の内容
- (13) 重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象
- (15) その他本会の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 計算書類の注記は，法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの2種類とし，拠点区分の注記においては，上記(1)，(12)，(13)を省略す

る。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第65条 会計責任者は、第4条2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

(計算書類及び財産目録の監査)

第66条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

2 会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

①計算書類の全部を提出した日から4週間を経過した日

②計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日

③会長及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

(計算書類及び財産目録の承認)

第67条 会長は、第66条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

(計算書類及び財産目録等の備置き)

第68条 会計責任者は前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事業所に備え置かなければならない。

2 会計責任者は、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されており、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

(所轄庁への届出)

第69条 毎会計年度終了後3か月以内に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。

(計算関係書類及び財産目録等の公開)

第70条 会長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供さなければならない。

(1) 財産目録

(2) 計算書類

(3) 上記(2)の附属明細書

(4) 監査報告書

2 会長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。

(1) 計算書類

(資産総額の登記)

第71条 会長は、計算関係書類及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の決議を得て、定時評議員会の承認を受けた後、遅滞なく資産の総額の登記を行う。

第11章 内部監査及び任意監査

(内部監査)

第72条 会長は、必要があると認められる場合には、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。

2 会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じて関係部署に改善を指示する。

3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において確認するものとする。

(任意監査)

第73条 会長は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるため、外部の会計専門家に対し、独立した第三者の立場からの監査を依頼することができる。

2 会長は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第12章 契約

(契約機関)

第74条 契約は、会長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

2 会長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

(一般競争契約)

第75条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要

な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第76条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

第77条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付すときに定

めた条件を変更することはできない。

- 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

(契約書の作成)

第78条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

- 2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第79条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) (1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第80条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第13章 社会福祉充実計画

(社会福祉充実残額の計算)

第81条 社会福祉法55条の2第1項に定める方法により毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。

(社会福祉充実計画の作成)

第82条 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法55条の2第1項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承認を受けるものとする。

第14章 補則

(税務の範囲と申告納付)

第83条 本章において税務とは、本会の税金の申告及び納付に関する業務をいう。

2 会計責任者は、各税法の規定に従い、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合には税務申告書を作成し、所定の期日までに所轄官庁に申告・納付しなければならない。

(収支計算書の提出)

第84条 会長は、第67条第2項の承認を受けた計算関係書類及び財産目録のうち、資金収支計算書の収入金額が租税特別措置法第68条の6に規定する金額を超えた場合には、所定の期日までに所轄税務署長に対し法人単位資金収支計算書を提出する。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程を実施するために必要な事項については、別途これを定める。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。
- 2 この規程に定める届出及び公開に関しては計算関係書類及び財産目録（会計に関するもの）に限定しているが、情報公開に関する具体的な定めは別途定める情報公開規程による。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1(第12条関係)

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
会費収入	会費収入		社協の会員規程に基づき会員から納入される会費をいう。 会費収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
分担金収入	分担金収入		社協間における経費負担収入をいう。
寄附金収入	寄附金収入		基金等の特定の事業に充当することを目的に受け入れた寄附金をいう。経常経費寄附金収入、施設整備寄附金収入、長期運営資金借入金元金償還寄附金収入を除く。 経常経費に対する寄附金品をいう。
経常経費補助金収入	都道府県補助金収入		補助事業にかかる都道府県からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。 補助金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている補助金を除く。
		都道府県補助金収入	
	市区町村補助金収入		補助事業にかかる市区町村からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。 補助金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている補助金を除く。
		市区町村補助金収入	
	補助金収入		補助事業にかかる国・地方公共団体以外の民間団体からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。 補助金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている補助金を除く。
		補助金収入	
	共同募金配分金収入		共同募金配分金収入をいう。 歳末たすけあい募金配分金収入をいう。 災害等準備金収入をいう。
		一般募金配分金収入	
		歳末たすけあい配分金収入	
		災害等準備金収入	
受託金収入	都道府県受託金収入		都道府県から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 受託金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		都道府県受託金収入	
	市区町村受託金収入		市区町村から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 受託金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		市区町村受託金収入	
	福祉医療機構受託金収入		福祉医療機構から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 福祉医療機構から退職手当共済制度の事務を委託された場合の受託金収入をいう。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		退職共済事務費収入	
	全社協受託金収入		全社協から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 受託金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		全社協受託金収入	
	都道府県社協受託金収入		都道府県社協から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 受託金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		都道府県社協受託金収入	
	受託金収入		地方公共団体・福祉医療機構・全社協以外の団体から事業を委託された場合の受託金収入をいう。 受託金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 ただし、社会福祉法人会計基準で処理科目が示されている受託金を除く。
		受託金収入	
貸付事業収入	償還金収入		貸付事業において借受人から返済された元金償還金の収入をいう。
	貸付金利息収入		貸付事業における、借受人から返済された貸付金に対する利息相当額をいう。
		貸付金利息収入	
		延滞利息収入	貸付事業における、借受人から返済された延滞利息相当額をいう。
事業収入	参加費収入		大会、セミナー等の事業参加費をいう。
	利用料収入		サービスの利用料収入をいう(他の大区分の収入で処理されるものを除く)。
	賃貸料収入		不動産、物品等を貸付けた場合の賃借料をいう。
	資料・図書等頒布収入		書籍、資料等を販売した場合の頒布料収入をいう。
	広告料収入		他団体、民間企業等からの広告収入をいう。
	手数料収入		取次ぎ、斡旋、請負等により受ける収入をいう。
負担金収入	負担金収入		
		民生委員互助共励事業会費収入	民生委員互助共励事業における民生委員からの会費の収入をいう。
		負担金収入	特定の事業の経費にあてるため、当該事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、徴収する負担金収入をいう。 負担金収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
介護保険事業収入	施設介護料収入		
		介護報酬収入(施設)	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)の利用者負担額のうち、公費分)
		利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		利用者負担金収入(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
	居宅介護料収入(介護報酬収入)		
		介護報酬収入(居宅)	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等)
		介護予防報酬収入(居宅)	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
		(利用者負担金収入)	
		介護負担金収入(公費)(居宅)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		介護負担金収入(一般)(居宅)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
		介護予防負担金収入(公費)(居宅)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
		介護予防負担金収入（一般）（居宅）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（一般）をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分）
		地域密着型介護料収入（介護報酬収入）	
		介護報酬収入（地域）	介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規程する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費）
		介護予防報酬収入（地域）	介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規程する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費）
		（利用者負担金収入）	
		介護負担金収入（公費）（地域）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（公費）をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分）
		介護負担金収入（一般）（地域）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（一般）をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分）
		介護予防負担金収入（公費）（地域）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（公費）をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分）
		介護予防負担金収入（一般）（地域）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（一般）をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分）
		居宅介護支援介護料収入	
		居宅介護支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費）
		介護予防支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護予防支援介護料収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費）
		利用者等利用料収入	
		施設サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等）
		居宅介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等）
		地域密着型介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。（介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等）
		食費収入（公費）	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（公費）をいう。（食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等）
		食費収入（一般）	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（一般）をいう。（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食料）
		居住費収入（公費）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（公費）をいう。（居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等）
		居住費収入（一般）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（一般）をいう。（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料）
		その他の利用料収入（介護・利用）	介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。（前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料）
		その他の事業収入	
		補助金事業収入（介護・その他）	介護保険に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄付金を除く）及び助成金を含む。）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		市町村特別事業収入	介護保険のその他の事業で、市町村特別事業収入をいう。（介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入）
		受託事業収入（介護・その他）	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入）
		その他の事業収入（介護・その他）	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。（文書料など前記に属さない介護保険事業収入）
		（保険等査定減）（介護）	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
老人福祉事業収入		措置事業収入	
		事務費収入（老人・措置）	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。（老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。）
		事業費収入（老人・措置）	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。（老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。）
		その他の利用料収入（老人・措置）	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。（前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。）
		（空欄）	代替使用は措置事業収入（老人）に限る
		その他の事業収入（老人・措置）	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。（前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。）
		運営事業収入	
		管理費収入（老人・運営）	老人福祉の運営事業で、管理費収入をいう。（老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用の収入をいう。）
		管理費収入（老人・運営）	貸借対照表「2223：長期預り金」から計上される管理費収入をいう。
		その他の利用料収入（老人・運営）	老人福祉の運営事業で、その他の利用料収入をいう。（老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収入を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。）
		補助金事業収入（老人・運営）	老人福祉の運営事業で、補助金事業収入をいう。（老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう。）
		（空欄）	代替使用は運営事業収入（老人）に限る
		その他の事業収入（老人・運営）	老人福祉の運営事業で、その他の事業収入をいう。（前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。）
		その他の事業収入	
		管理費収入（老人・その他）	老人福祉のその他の事業で、管理費収入をいう。（老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収入をいう。）
		管理費収入（老人・その他）	貸借対照表「2224：敷金・保証金等預り金」から計上される管理費収入をいう。
		その他の利用料収入（老人・その他）	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収入をいう。（老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収入を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。）
		（空欄）	代替使用はその他の老人福祉事業収入に限る
		その他の事業収入（老人・その他）	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収入をいう。（老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。）
児童福祉事業収入		措置費収入	
		事務費収入（児童・措置）	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入（児童・措置）	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
		私的契約利用料収入（児童）	措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
	その他の事業収入		
		補助金事業収入（児童・その他）	措置受託に関連する地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入（児童・その他）	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入（児童・その他）	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
保育事業収入			
	保育所運営費収入		保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
	私的契約利用料収入（保育）		保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	私立認定保育所利用料収入		私立認定保育所における利用者等からの利用料収入をいう。
	その他の事業収入		
		補助金事業収入（保育・その他）	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入（保育・その他）	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		（空欄）	代替使用はその他の保育事業収入に限る
		その他の事業収入（保育・その他）	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
就労支援事業収入			
障害福祉サービス等事業収入			
	自立支援給付費収入		
		介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
		特例介護給付費収入	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練等給付費収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費の代理受領分をいう。
	利用者負担金収入（障害）		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。
	補足給付費収入		
		特定障害者特別給付費収入	特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
		特例特定障害者特別給付費収入	特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
		特定入所障害児食費等給付費収入	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	特定費用収入		利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。
	その他の事業収入		
		補助金事業収入（障害・その他）	障害者自立支援法又はこれに関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入（障害・その他）	障害者自立支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入（障害・その他）	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
		（保険等査定減）（障害）	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
生活保護事業収入			
	措置費収入		
		事務費収入（生活・措置）	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入（生活・措置）	入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収入をいう。
	授産事業収入		
	利用者負担金収入（生活）		保護施設等における利用者等からの利用料収入をいう。
	その他の事業収入		
		補助金事業収入（生活・その他）	措置受託に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金等収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入（生活・その他）	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		（空欄）	代替使用はその他の生活保護事業収入に限る
		その他の事業収入（生活・その他）	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
医療事業収入			
	入院診療収入		
		保険窓口収入（入院）	入院患者の診療、療養に係る保険窓口収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）をいう。
		保険請求収入（入院）	入院患者の診療、療養に係る保険請求収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）をいう。
		自由診療収入（入院）	入院患者の診療、療養に係る自由診療収入（公費負担医療、公害医療、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）をいう。
		室料差額収入	特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収入をいう。
	外来診療収入		
		保険窓口収入（外来）	外来患者の診療、療養に係る保険窓口収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）をいう。
		保険請求収入（外来）	外来患者の診療、療養に係る保険請求収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）をいう。
		自由診療収入（外来）	外来患者の診療、療養に係る自由診療収入（公費負担医療、公害医療、自費診療等）をいう。
	保健予防活動収入		各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収入をいう。
	受託検査・施設利用収入		他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備機器を他の医療機関の利用に供した場合の収入をいう。
	訪問看護療養費収入		訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費相当分をいう。
	訪問看護利用料収入		
		訪問看護基本利用料収入	人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。
		（空欄）	
		訪問看護その他の利用料収入	人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。長時間利用料収入、休日・時間外利用料収入、交通費収入、その他のサービス利用料収入に区分設定する。
	その他の医療事業収入		
		補助金事業収入（医療・その他）	医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入（医療・その他）	医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の医療事業収入	上記に属さないその他の医療事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
		（保険等査定減）（医療）	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
借入金利息補助金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
経常経費寄附金収入			経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
受取利息配当金収入			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
その他の収入			
	受入研修費収入		研修の受入に対する収入をいう。
	利用者等外給食費収入		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。
	雑収入		
		共済財団退職金取崩収入	民間退職共済制度の共済財団退職金預け金（掛金累計額）の戻入額をいう。
		共済財団退職金運用収入	民間退職共済制度の共済給付金を受け入れた際に発生する運用収入をいう。
		雑収入	上記に属さない事業活動による収入をいう。

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
		退職手当積立基金預け金差益	「退職手当積立基金預け金<退職手当積立基金給付金額」の時の差益を受け入れる科目
流動資産評価益等による資金増加額			
		有価証券売却益	有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。
		有価証券評価益	有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。
		為替差益	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。
事業活動収入計			
人件費支出			
		役員報酬支出	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
		職員給料支出	常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
		職員賞与支出	常勤職員に支払う賞与をいう。
		非常勤職員給与支出	非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
		派遣職員費支出	派遣会社に支払う金額をいう。
		退職給付支出	退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
		法定福利費支出（人件費）	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
事業費支出			
		給食費支出	食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
		介護用品費支出	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。
		医薬品費支出	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
		診療・療養等材料費支出	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
		保健衛生費支出	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
		医療費支出	利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
		被服費支出	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための支出をいう。
		教養娯楽費支出	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。
		日用品費支出	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の支出をいう。
		保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
		本人支給金支出	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。
		水道光熱費支出（事業）	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。
		燃料費支出（事業）	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輦費で計上する燃料費を除く）をいう。
		消耗器具備品費支出	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
		保険料支出（事業）	利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
		賃借料支出（事業）	利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
		教育指導費支出	利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。
		就職支度費支出	児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。
		葬祭費支出	利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。
		車輦費支出	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輦検査等の支出をいう。
		車輦燃料費支出	乗用車、送迎用自動車等の燃料費をいう。
		管理費返還支出（ケアハウス）	貸借対照表「2223：長期預り金」の管理費を返還するための支出をいう。
		管理費返還支出（その他）	貸借対照表「2224：敷金・保証金等預り金」の管理費を返還するための支出をいう。
		返還金支出	期末に配分金の収支に差額（繰越）が生じた場合の差額（繰越）をいう。
		諸謝金支出	事業にかかる謝金をいう。
		旅費交通費支出（事業）	事業にかかる出張旅費及び交通費をいう。
		印刷製本費支出（事業）	事業に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。
		修繕費支出（事業）	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
		通信運搬費支出（事業）	事業にかかる電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
		会議費支出（事業）	会議時における茶菓子代、食事代等をいう。
		広報費支出（事業）	法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用をいう。
		業務委託費支出（事業）	業務の一部を他に委託するための費用をいう。
		保守料支出（事業）	建物附属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。
		手数料支出（事業）	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
		損害保険料支出（事業）	建物、車輦運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。
		土地・建物賃借料支出（事業）	児保第13号の3の(2)に定める保育所の土地・建物の賃料をいう。
		退職共済支出	全国社会福祉団体退職手当積立基金における、給付金の支出や、職員の転籍等に伴い、前加入団体から現加入団体へ支出された退職共済預け金の移管額等をいう。
		租税公課支出（事業）	法人が負担する租税公課をいう。
		雑支出（事業）	事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
事務費支出			
		福利厚生費支出（事務）	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
		職員被服費支出	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
		旅費交通費支出（事務）	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。
		研修研究費支出	役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究・研修のための旅費を含む）をいう。
		事務消耗品費支出	事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
		印刷製本費支出（事務）	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
		水道光熱費支出（事務）	事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。
		燃料費支出（事務）	事務用の灯油、重油等の燃料（車輦費で計上する燃料費を除く）をいう。
		修繕費支出（事務）	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
		通信運搬費支出（事務）	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
		会議費支出（事務）	会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
		広報費支出（事務）	施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
		業務委託費支出	
		検査委託費支出	外部に委託した検査業務の対価としての支出をいう。
		給食委託費支出	外部に委託した給食業務の対価としての支出をいう。
		寝具委託費支出	外部に委託した寝具整備業務の対価としての支出をいう。
		医事委託費支出	外部に委託した医事業務の対価としての支出をいう。
		清掃委託費支出	外部に委託した清掃業務の対価としての支出をいう。
		保守委託費支出	外部に委託した施設設備に係る保守業務の対価としての支出をいう。
		（空欄）	代替使用は業務委託費支出に限る
		その他の委託費支出	外部に委託した上記以外の業務の対価としての支出をいう。
		手数料支出（事務）	役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
		保険料支出（事務）	生命保険料および建物、車輦運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
		賃借料支出（事務）	固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。
		土地・建物賃借料支出	土地、建物等の賃借料をいう。
		租税公課支出（事務）	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
		保守料支出（事務）	建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
		渉外費支出（事務）	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。
		諸会費支出（事務）	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。
		雑支出	
		共済財団退職金掛金支出	民間退職共済制度の共済財団退職金預け金（掛金）の支出をいう。
		雑支出（事務）	事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
就労支援事業支出			

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
	就労支援事業販売原価支出		
		就労支援事業製造原価支出	就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。
		就労支援事業仕入支出	就労支援事業に係る製品・商品の仕入れに要する支出をいう。
	就労支援事業販管費支出		就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。
授産事業支出	授産事業支出		授産事業に係る材料費、商品仕入れ、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む）。
貸付事業支出	貸付金支出		貸付事業において、借入金に対して貸付けた金額をいう。
共同募金配分金事業費	一般募金配分金事業費		
		老人福祉活動費	共同募金配分金事業に関する独立した拠点区分、サービス区分が設定されていない場合のみこの科目を使う。共同募金配分金を原資にして行った事業に要する支出をいう。左記の小区分ごとに記載する。
		障害児・者福祉活動費	
		児童・青少年福祉活動費	
		母子・父子福祉活動費	
		福祉育成・援助活動費	
		ホウケイ活動育成事業費	
		災害ボランティア支援事業費	
	歳末たすけあい配分金事業費		歳末たすけあい募金配分金を原資にして行った事業に要する支出をいう。
	返還金支出		期末に配分金の収支に差額（繰越）が生じた場合の金額をいう。
分担金支出	分担金支出		社協間における経費負担支出をいう。
助成金支出	助成金支出		
		助成金支出	諸団体への助成金支出をいう。助成金支出の内訳を示す名称を付した科目で記載する。
負担金支出	負担金支出		
		民生委員互助共助事業会費支出	民生委員互助共助事業における都道府県社協に支払う管内民生委員からの会費支出をいう。
		負担金支出	特定の事業の経費にあてるため、当該事業により特に利益を受ける者が、その受益の限度において、納入する負担金支出をいう。負担金支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
支払利息支出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
その他の支出	利用者等外給食費支出		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。
	雑支出		
		退職手当積立基金預け金差損	「退職手当積立金預け金>退職手当積立基金給付金額」の時の差損を受け入れる科目
		雑支出（その他）	上記に属さない支出をいう。
法人税、住民税及び事業税支出			当期の所得に課せられるべき法人税、住民税及び事業税の支出を処理する勘定をいう。
過年度法人税等支出			法人税等の修正申告、更正、決定等による過年度分の追徴税額又は還付税額等の支出を処理する勘定をいう。
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
	資産評価損		
		有価証券評価損	有価証券の評価損をいう。
	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
		徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
		徴収不能額（事業未収金分）	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
		徴収不能額（長期貸付金分）	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
事業活動支出計			
事業活動資金収支差額			
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
	設備資金借入金元金償還補助金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入		施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
	設備資金借入金元金償還寄附金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
設備資金借入金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。
固定資産売却収入	土地売却収入（基本）		土地（基本）の売却による収入をいう。
	建物売却収入（基本）		建物（基本）の売却による収入をいう。
	建物附属設備売却収入（基本）		建物附属設備（基本）の売却による収入をいう。
	土地売却収入		土地の売却による収入をいう。
	建物売却収入		建物の売却による収入をいう。
	建物附属設備売却収入		建物附属設備の売却による収入をいう。
	構築物売却収入		構築物の売却による収入をいう。
	機械及び装置売却収入		機械及び装置の売却による収入をいう。
	車輛運搬具売却収入		車輛運搬具の売却による収入をいう。
	器具及び備品売却収入		器具及び備品の売却による収入をいう。
	建設仮動定期取崩収入		車輛運搬具の売却による収入をいう。
	権利売却収入		建設仮動定期の取崩による収入をいう。
	ソフトウェア売却収入		ソフトウェアの売却による収入をいう。
	その他の固定資産売却収入		上記以外の固定資産の売却による収入をいう。
その他の施設整備等による収入			
施設整備等収入計			
設備資金借入金元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出		設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。
	1年返済設備資金借入金元金償還支出		1年以内返済予定の設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。
固定資産取得支出	土地取得支出（基本）		土地（基本）を取得するための支出をいう。
	建物取得支出（基本）		建物（基本）を取得するための支出をいう。
	建物附属設備取得支出（基本）		建物附属設備（基本）を取得するための支出をいう。
	土地取得支出		土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出		建物を取得するための支出をいう。
	建物附属設備取得支出		建物附属設備を取得するための支出をいう。
	構築物取得支出		構築物を取得するための支出をいう。
	機械及び装置取得支出		機械及び装置を取得するための支出をいう。
	車輛運搬具取得支出		車輛運搬具を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支出		固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
	建設仮動定期取得支出		建設仮動定期を取得するための支出をいう。
	権利取得支出		権利を取得するための支出をいう。

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
	ソフトウェア取得支出		ソフトウェアを取得するための支出をいう。
	その他の固定資産取得支出		上記以外の固定資産を取得するための支出をいう。
固定資産除却・廃棄支出			
	土地除却・廃棄支出（基本）		土地（基本）の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	建物除却・廃棄支出（基本）		建物取壊支出の他、建物（基本）の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	建物附属設備除却・廃棄支出（基本）		建物取壊支出の他、建物附属設備（基本）の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	土地除却・廃棄支出		土地の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	建物除却・廃棄支出		建物取壊支出の他、建物の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	建物附属設備除却・廃棄支出		建物取壊支出の他、建物附属設備の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	構築物除却・廃棄支出		建物取壊支出の他、構築物の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	機械及び装置除却・廃棄支出		機械及び装置の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	車輛運搬具除却・廃棄支出		車輛運搬具の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	器具及び備品除却・廃棄支出		器具及び備品の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	権利除却・廃棄支出		権利の除却、廃棄等に係る支出をいう。
	ソフトウェア除却・廃棄支出		ソフトウェアの除却、廃棄等に係る支出をいう。
	その他の固定資産除却・廃棄支出		上記以外の固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
ファイナンスリース債務の返済支出			
	リース債務返済支出		ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。
	1年内返済予定リース債務返済支出		1年以内返済予定リース債務の返済額をいう。
その他の施設整備等による支出			
施設整備等支出計			
施設整備等資金収支差額			
長期運営資金借入金元金償還寄附収入			長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金収入			長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
長期貸付金回収収入			
	長期貸付金回収収入		長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	1年内回収予定長期貸付金回収収入		1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入をいう。
投資有価証券売却収入			
	投資有価証券売却収入		投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
	投資有価証券売却収入（基本）		投資有価証券（基本）の売却収入（収入総額）をいう。
基金積立資産取崩収入			
	基金積立資産取崩収入		基金に対応して積立てられた特定資産の取崩額をいう。基金の名称に対応した科目名で記載する。
積立資産取崩収入			
	退職給付引当資産取崩収入		退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。
	長期預り金積立資産取崩収入		長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。
	人件費積立資産取崩収入（措置）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	修繕積立資産取崩収入（措置）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	備品等購入積立資産取崩収入（措置）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	施設・設備整備積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	人件費積立資産取崩収入（保育）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	修繕積立資産取崩収入（保育）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	備品等購入積立資産取崩収入（保育）		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	保育所施設・備整備積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	移行時特別積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	移行時減価償却特別積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	退職共済繰越積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	工費変動積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	設備等整備積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
	就労支援事業移行時積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
生活福祉資金会計長期借入金収入			生活福祉資金会計から長期に借り入れた資金の収入をいう。
事業区分間長期借入金収入			他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
拠点区分間長期借入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
サービス区分間長期借入金収入			同一拠点区分内の他のサービス区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
生活福祉資金会計長期貸付金回収収入			
	生活福祉資金会計長期貸付金回収収入		生活福祉資金会計へ長期に過失た資金の回収による収入をいう。
	1年内回収福祉資金会計長期貸付金回収収入		1年以内回収予定生活福祉資金会計長期貸付金の回収による収入をいう。
事業区分間長期貸付金回収収入			
	事業区分間長期貸付金回収収入		他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	1年内回収事業区分間長期貸付金回収収入		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収による収入をいう。
拠点区分間長期貸付金回収収入			
	拠点区分間長期貸付金回収収入		同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	1年内回収拠点区分間長期貸付金回収収入		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収による収入をいう。
サービス区分間長期貸付金回収収入			
	サービス区分間長期貸付金回収収入		同一拠点区分内の他のサービス区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	1年内回収予定サービス区分間長期貸付金回収収入		1年以内回収予定サービス区分間長期貸付金の回収による収入をいう。
生活福祉資金会計繰入金収入			生活福祉資金会計からの繰入金収入をいう。
事業区分間繰入金収入			他の事業区分からの繰入金収入をいう。
拠点区分間繰入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
サービス区分間繰入金収入			同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
その他の活動による収入			
	退職共済預け金返還収入		民間退職共済制度の退職共済預け金（掛金累計額）の戻入額をいう。
	会計基準移行過年度修正額（収入）		新会計基準移行時における過年度分の修正（収入）額をいう。
	定期預金取崩収入（基本）		定期預金（基本）の取崩しによる収入をいう。
	差入保証金返還収入		事務所、駐車場等の賃借契約に伴い差入れた敷金・保証金等の返還金収入をいう。
	長期前払費用返還収入		長期前払費用の戻入額をいう。
	役員等長期借入金収入		役員等から長期に借り入れた資金の収入をいう。
	退職手当積立基金預け金取崩収入		全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の加入団体における退職手当積立基金の給付額をいう。
	その他の固定負債収入		その他の活動による収入で、上記に属さない固定負債に対する収入をいう。
その他の活動収入計			
長期運営資金借入金元金償還支出			
	長期運営資金借入金元金償還支出		長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。
	1年返済長期運営資金借入金償還支出		1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額をいう。
長期貸付金支出			
	長期に貸付けた資金の支出をいう。		
投資有価証券取得支出			
	投資有価証券取得支出		投資有価証券を取得するための支出をいう。
	投資有価証券取得支出（基本）		投資有価証券（基本）を取得するための支出をいう。
基金積立資産支出			
	基金積立資産支出		基金に対応して積立てる資産への積立に係る支出をいう。なお、基金の目的、名称に対応した科目名で記載する。
積立資産支出			
	退職給付引当資産支出		退職給付引当資産への積立による支出をいう。
	長期預り金積立資産支出		長期預り金積立資産への積立による支出をいう。
	人件費積立資産支出（措置）		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	修繕積立資産支出（措置）		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。

勘定科目名			説明
大科目	中科目	小科目	
	備品等購入積立資産支出(措置)		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	施設・整備等積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	人件費積立資産支出(保育)		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	修繕積立資産支出(保育)		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	備品等購入積立資産支出(保育)		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	保育所施設・設備整備積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	移行時特別積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	移行時減価償却特別積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	退職共済積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	工賃変動積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	設備等整備積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	就労支援事業移行時積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。(平成24年度以降の積立は想定されない)
生活福祉資金会計長期貸付金支出			生活福祉資金会計へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
事業区分間長期貸付金支出			他の事業区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
拠点区分間長期貸付金支出			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
サービス区分間長期貸付金支出			同一拠点区分内の他のサービス区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
生活福祉資金会計長期借入金返済支出			
	生活福祉資金会計長期借入金返済支出		生活福祉資金会計から長期に借り入れた資金の元金償還額をいう。
	1年以内返済生活資金会計長期借入金返済支出		1年以内返済生活資金会計長期借入金の償還額をいう。
事業区分間長期借入金返済支出			
	事業区分間長期借入金返済支出		他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。
	1年以内返済予定事業区分間借入金返済支出		1年以内返済予定事業区分間借入金の償還額をいう。
拠点区分間長期借入金返済支出			
	拠点区分間長期借入金返済支出		同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。
	1年以内返済予定拠点区分間借入金返済支出		1年以内返済予定拠点区分間借入金の償還額をいう。
サービス区分間長期借入金返済支出			
	サービス区分間長期借入金返済支出		同一拠点区分内の他のサービス区分から長期に借り入れた資金の元金償還額をいう。
	1年以内返済予定サービス区分間借入金返済支出		1年以内返済予定サービス区分間借入金の償還額をいう。
生活福祉資金会計繰入金支出			生活福祉資金会計への繰入金支出をいう。
事業区分間繰入金支出			他の事業区分への繰入金支出をいう。
拠点区分間繰入金支出			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。
サービス区分間繰入金支出			同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。
その他の活動による支出			
	退職共済預け金支出		民間退職共済制度の退職共済預け金(掛金)の支出をいう。
	会計基準移行過年度修正額(支出)		新会計基準移行時における過年度分の修正(支出)額をいう。
	定期預金取得支出(基本)		定期預金(基本)を取得するための支出をいう。
	差入保証金支出		差入保証金に対する支出をいう。
	長期前払費用支出		長期前払費用に対する支出をいう。
	退職手当積立基金預け金支出		全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の加入団体における同基金への拠出額(掛け金額)をいう。
	役員等長期借入金返済支出		
		役員等長期借入金返済支出	役員等から長期に借り入れた資金に基づく償還額をいう。
		1年以内返済役員等長期借入金返済支出	1年以内返済役員等長期借入金の償還額をいう。
	長期未払金支出		
		長期未払金支出	長期未払金に対する支出をいう。
		1年以内支払予定長期未払金支出	1年以内支払予定長期未払金に対する支出をいう。
	その他の固定負債支出		その他の活動による支出で上記に属さない固定負債に対する支出をいう。
その他の活動支出計			
その他の活動資金収支差額			
予備費支出			
当期資金収支差額			
前期末支払資金残高			
合併受入支払資金			
当期末支払資金残高			